

後期高齢者医療制度 被保険者の皆さんへ

【問い合わせ】

保険料の計算について…茨城県後期高齢者医療広域連合事業課(☎309-1213)
保険料の納付について…保険課医療保険担当(☎282-1711 内線1174・1175)

後期高齢者医療保険料の保険料額決定通知書を郵送します

令和6年度の後期高齢者医療保険料が決定しましたので、7月10日(水)以降に後期高齢者医療保険料額決定通知書と納付書(口座振替の方を除く)を郵送します。納期限までの納付にご協力をお願いします。なお、特別徴収(年金から天引き)の方には、「後期高齢者医療保険料(特別徴収)のお知らせ」を郵送します。

■令和6・7年度の後期高齢者医療保険料率が変わります

後期高齢者医療保険料率は、高齢化等による医療費の増加等を反映し、2年ごとに見直されます。令和6・7年度における茨城県の後期高齢者医療保険料率は下記のとおりです。

区分	令和4・5年度	令和6年度		令和7年度 ※所得割率は賦課のもととなる金額によらず、統一されます。
		賦課のもととなる金額が 58万円以下の方	賦課のもととなる金額が 58万円超の方	
均等割額	4万6,000円	4万7,500円(+1,500円)		4万7,500円
所得割額	8.50%	9.00%(+0.50%)	9.66%(+1.16%)	9.66%

■保険料の賦課限度額および所得が一定額以下の方に対する均等割額の軽減基準が見直されます

被保険者の方々の負担の公平を図り、能力に応じた負担を求める観点から、下記のとおり保険料の賦課限度額および均等割額の軽減基準が改正されました。

【保険料の賦課限度額の改正】

年収約1,000万円を超える方を対象とする賦課限度額(保険料の年間上限額)は引き上げが段階的に実施され、令和6年度は73万円(令和6年度に新たに75歳に到達する方は80万円)、令和7年度は80万円となります。

【所得が一定額以下の方に対する保険料均等割額の軽減措置】

世帯の総所得金額等に応じた軽減後の均等割額については、下表のとおりです。

軽減の割合	令和5年度/均等割額4万6,000円		令和6年度/均等割額4万7,500円	
	世帯(被保険者と世帯主)の 総所得金額等	軽減後の 均等割額	世帯(被保険者と世帯主)の 総所得金額等	軽減後の 均等割額
7割軽減	43万円+「10万円×(給与所得者等の数-1)」以下の世帯	1万3,800円	43万円+「10万円×(給与所得者等の数-1)」以下の世帯	1万4,250円
5割軽減	43万円+「10万円×(給与所得者等の数-1)」+「29万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2万3,000円	43万円+「10万円×(給与所得者等の数-1)」+「29万5,000円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2万3,750円
2割軽減	43万円+「10万円×(給与所得者等の数-1)」+「53万5,000円×世帯の被保険者数」以下の世帯	3万6,800円	43万円+「10万円×(給与所得者等の数-1)」+「54万5,000円×世帯の被保険者数」以下の世帯	3万8,000円

※▽収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除(年金収入額が330万円未満は110万円)を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除(15万円)を差し引いて判定します。▽給与所得者等の数とは、給与所得を有する者と公的年金等に係る所得を有する者の数の合計数になります。▽判定には所得の申告が必要です。

■「会社などの健康保険の被扶養者」であった方の軽減期間があります

後期高齢者医療保険制度の加入前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、加入後2年間に限り均等割額が5割軽減され、所得割額の負担はありません。※「所得が一定額以下の方に対する軽減」の対象となる方は、軽減割合の高い方(7割軽減)が優先されます。

納付に関するお願い

▼国保税の納付(支払い)は原則として口座振替です。

平成28年度から口座振替が原則となりました(年金による特別徴収の方を除く)。

▼後期高齢者医療保険料の納付(支払い)も、納付に行く手間が省け、納め忘れの心配のない、口座振替がおすすめです。

▼役場での口座振替申し込みについて

口座振替の登録がお済みでない方は、銀行のキャッシュカード(暗証番号入力)があれば、役場で口座振替の申し込みが可能です。ただし、端末でカードが読み込めない場合、その限りではありません。

ん。第1期分からの口座振替を希望する方は、7月22日(月)までに保険課(役場行政棟1階)で手続きをお願いします(利用可能な金融機関…常陽銀行、筑波銀行、水戸信用金庫、茨城県信用組合、中央労働金庫、ゆうちょ銀行、常陸農業協同組合)。

▼昨年度まで特別徴収(年金天引き)されていた方で、今年度分の納付書(国保税または後期高齢者医療保険料)が届いた場合は、納付書で納めてください。

▼納期限までに納付できない事情があるときはご相談ください。